

國學院大學學術情報リポジトリ

皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する
覚書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002262

皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書

藤田大誠

一 はじめに——國學院大學ORC「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」——

現在、相当数の大学・短大において、日本の伝統文化に関する研究・教育が行なはれてゐる。⁽¹⁾ 例へば、直接「伝統文化」を冠した科目を持つものとしては、学習院女子大学国際文化交流学部日本文学科の専門科目「伝統文化論」「伝統文化実習科目」などがあり、また、皇學館大学でも、平成二十年度より共通科目として科目群「伝統の心と技」が設定される。さらに、学科としては東京成徳大学人文学部日本伝統文化学科があり、奈良教育大学大学院教育学研究科では、文部科学省「平成十九年度大学院教育改革支援プログラム」に採択された三ヶ年に亘る「地域と伝統文化」プログラムの取り組みが進められてゐる。

そのやうな中で、筆者の所属する國學院大學においても、文部科学省平成十九年度私立大学高度化推進事業（オーブン・リサーチ・センター〈ORC〉整備事業）選定の「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」事業を推進するため、研究開発推進機構に設置された伝統文化リサーチセンターにより、伝統文化研究・教育とその成果の発信が取り組まれてゐる。ただ、國學院大學の取り組みが他と比べてユニークであるのは、設立母体である皇典講究所の創立（明治十五

年)以来、日本の伝統文化の基層となる「神道」を実質的に建学の精神に据えつつ、一貫して近世後期に勃興した総合的日本文化学としての「国学」の学問的手法・特性を継承してきた研究・教育機関、即ち現代に息づく伝統文化の研究・教育拠点として、近代以降、様々な社会的貢献を果たしてきた歴史の延長線上に当該事業が位置付けられている点である。とりわけそれは、当該事業のうち、筆者も参画してゐる「國學院の学術資産に見るモノと心」研究プロジェクトの取り組みにおいて顕著である。ここでは皇典講究所・國學院大學が編纂・出版した刊行物や所蔵資料(学術資産)に基づき、その伝統文化研究発信の実態と、そこで重要な意味を持つ国学的手法・特性により、近代以降の「モノ」と「心」に関する人文学の展開を明らかにすることを目的としてゐる。

また、これまで筆者は、「近代国学」を対象として、主に神祇制度や皇室制度、高等教育機関と国学者との関わりについて研究を進め、拙著において、「狭義の「近代国学」の性格を示すならば、「近世国学」以来の軸心としての明確な「国体」意識を保持し、その総合性をはじめ、考証的、好古趣味的かつ実用的な性質の側面を継承しながらも、明治維新を経て神祇・宗教行政の展開過程から「祭祀」や「宗教」と距離をおいた「学事」となって、神学色の薄い、即ち「非宗教性」を帯び、極めて「考証」的な学問方法を駆使することによって、近代日本国家や社会、国民に寄与する「実用」的な学問であり、なおかつ近世には無かった価値観(文明開化)を日本の古制や伝統観念に即して導入し、自家薬籠中のものとするこの出来る学問であったといえよう。」と結論付けておいた。^②つまり、近世国学とは異なる近代的側面を抽出した形になったのだが、その生活に根差した具体的なモノやコト(事物)に基づく伝統文化研究・教育といふ特質そのものは、一貫した不易の学風として受け継がれてきたと見てゐる。そもそも、近世後期以来の国学者の営為・学問そのものが、近代以降の人文諸学を準備し基礎付けたやうな高度な伝統文化研究であつただけではなく、同時に現在の教育基本法、学校教育法、学習指導要領等で謳つてゐるやうな伝統文化教育に当たる内容の

ものを実地に行なつてきた歴史を持つてゐると考へてゐるのである。

これらの点を鑑み、本稿では、現在の日本の教育目標における「伝統文化」の位置付けや、「伝統」といふ語の意味を確認した上で、皇典講究所・國學院における伝統文化研究・教育について、モノとしての出版物を手がかりとしつつ、特に学校教育の拡張としての社会教育、そして普通教育に対する眼差しに注目しながら概観したいと考へる。

二 日本の教育の目標と伝統文化

平成十八年十二月二十二日、改正された教育基本法が公布・施行された。昭和二十二年三月三十一日に全ての教育法規の根本法である教育基本法が制定されて以来、初めての全面的改正であつた。とりわけ、前文の冒頭が、旧法では「われらは」と記されてゐたものが、新法では「我々日本国民は」と改められたことに端的に示されてゐるやうに、新法においては、旧法の「人格の完成」や「個人の尊厳」といふ理念を継承しつつも、公共の精神を重視し、「日本国民」としての自覚をより強く求めるものになつたといへよう。

実際に文部科学省の官僚として法の改正に携はつた当事者による改正教育基本法のコンメンタールでは、新法は、「①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたつて自己実現を目指す自立した人間／②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民／③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことを明確にしたものと説明されてゐる（／は改行、以下同じ³）。新法の前文には、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」と明記された。先のコンメンタールによれば、ここでいふ「伝統」とは、「我が国の

長い歴史を通じて培われ、受け継がれてきた風習・制度・信仰・思想・学問・芸術など」を指し、「文化」とは「人間が、自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果を指し、衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道德・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む」ものであるとされる⁽⁴⁾。

この前文の理念を本則で条文化したのが、次に挙げる第二条（教育の目標）である。

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を培い、豊かな情操と道德心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

特に第五項は、マスコミなどで「愛国心条項」とも呼ばれてゐるやうに、「愛国心」の捉へ方をめぐる論争などもあるが、様々な評価が提出されてゐるが、平成二十年四月一日より施行される改正学校教育法の第二十一条（義務教育の目標）の第三項においても、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それ

らをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が明示されてゐる。

平成二十年三月告示予定の学習指導要領改訂案においても、改正教育基本法第二条第五項を受けて、伝統文化に力を置いた項目が多々見られる。^⑤ 国語では諺、故事成語、伝説、古文・漢文の音読などの古典の重視。社会では世界文化遺産や国宝、縄文時代の生活、江戸時代の教育や文化などの歴史、そして世界の地理、文化の多様性、国際社会での日本の役割。算数ではそろばん。音楽では唱歌・和楽器。美術は日本の美術文化。技術・家庭は和装など。保健体育では武道を必修とした。また、外国語活動は小学校高学年の時点で導入。さらに道徳教育については、「道徳の教科化」は見送られたものの、先人の生き方や伝統と文化など、感動を覚える教材に力を入れることが盛り込まれる。即ち、北俊夫のいふやうに、伝統文化教育とは「目に見える形で表れている「もの」や「現象」を教材として活用し、心のありようを考えさせる」教育であり、「伝統文化を理解させることにとどまらず、人間性を育てる教育、人間としてのあり方や生き方を考えさせ態度形成をうながす教育」であつて、「全教育活動をとおして実施される」のである。^⑥

この新学習指導要領案の基本的な考へ方は、平成十九年十二月二十五日の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（第四期第十九回）議事録・配付資料「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申案）^⑦」において示されてゐる。この答申案のうち、「7、教育内容に関する主な改善事項」には「（3）伝統や文化に関する教育の充実」の項目が設けられ、冒頭には、「○ 国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。世界に貢献するものとして自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこ

そ、グローバル化社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができ。／また、伝統や文化についての深い理解は、他者や社会との関係だけではなく、自己と対話しながら自分を深めていく上でも極めて重要である。」と記されてゐる。

そして回答申では、具体的な各教科と伝統・文化の学びとの関わりについても、「国語は、長い歴史の中で形成されてきた我が国の文化の基盤を成すものであり、また、文化そのもの」、「国語の一つ一つの言葉には、我々の先人の情感や感動が集積されており、伝統的な文化を理解・継承し、新しい文化を創造・発展させるためには、国語は欠くことのできないもの」、「我が国の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度は、我が国や郷土の発展に尽くした先人の働きや、伝統的な行事、芸能、文化遺産について調べるなど、社会科、とりわけ歴史に関する学習の中ではぐくまれるもの」、「音楽、美術、工芸、書道など、芸術文化に親しみ、自ら表現、創作したり、鑑賞したりすることが、伝統や文化の継承・発展に重要」、「保健体育科では、武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化に、より一層触れることができるようにすることが重要」などとの認識が示されてゐる。

このやうに、国語・社会を中心にはば全教科に亘つて「伝統」や「文化」に関する学びが明確に位置付けられてゐることが今回の学習指導要領案の特徴の一つであるのだが、この伝統・文化に関する教育、即ち「伝統文化教育」については、この度初めて設けられた訳ではなく、すでに平成元年改訂の学習指導要領で「文化と伝統の尊重と国際理解の推進」が基本方針の一つとして掲げられてゐたやうに、伝統と文化の取り扱いについても国語、社会、生活、道徳、特別活動などの項目で示されてきた。⁽⁸⁾ また、文部省では、平成七年度から「伝統文化教育推進事業」を実施し、「伝統文化教育推進地域」や「伝統文化教育推進校」を指定して、学校と地域社会が一体となって伝統文化教育に取り組むための実践的研究を行なひ、平成九年一月には、それぞれの研究成果を紹介する伝統文化教育推進事業協議

会が開催された⁽⁹⁾。さらに、平成八年七月の第十五期中央教育審議会第一次答申を受け、平成十一年度には「文化や伝統を大切にすることを育てる」をテーマとして、主に道德の時間において使用する指導の手引きとなる「読み物資料」等も作成されてゐる⁽¹⁰⁾。

そして、教育現場の方からも、平成十四年度より本格的に実施された「総合的な学習の時間」(総合学習)を利用して積極的に伝統文化の学びを取り入れようとする動きの高まりや、平成十三年の文化芸術振興基本法の公布・施行といふ流れと連動し、その翌年に音楽で邦楽の和楽器が義務教育で必修になったことなどもあつて、次第に小・中・高における「教育機会の基盤としての〈伝統文化〉の価値⁽¹²⁾」が積極的に捉へられるやうになつてきた。また、歴史教育の一環として、或は異文化理解・国際社会理解の前提として自国の「伝統・文化」を学ぶ必要性も徐々に主張され⁽¹³⁾、各地自治体においても、京都府における平成十七年度からの「京の子ども伝統・文化体験事業(中学校)」や、平成十九年度からの東京都における学校設定教科・科目「日本の伝統・文化」の導入などの積極的な取り組みが試みられてゐる⁽¹⁴⁾。なほ、都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び伝統文化保存団体等の関係者が一堂に会し、研修・交流する「地域伝統文化活性化フォーラム」を、「ふるさと文化再興事業」といふ文化庁の委託事業として行なつてゐる伝統文化活性化国民協会をはじめ、日本伝統文化振興財団、ポララ伝統文化振興財団など、「伝統文化」を冠する財団法人の諸活動も注目されるところである。

以上のやうに現在、「伝統文化」は、教育基本法、学校教育法、学習指導要領において、主に教育の目標の中で明確に位置付けられてをり、初等・中等教育の現場においても精力的に取り組まれつつある。このやうな現状を十分に踏まへつつ、ORCを中軸とする國學院大學の伝統文化研究・教育も展開されていく必要があると思はれる。

三 近代における「伝統」概念と「伝統文化」観

中央教育審議会会長の山崎正和は、「私は愛国心それ自体にはいささかも違和感を持っていません」と言ひつつ、改正教育基本法における「愛国心条項」に関して疑念を表明してゐる。⁽¹⁵⁾ 山崎は、「教育の目標として、「我が国と郷土を愛する」こと、つまり愛国心を挙げているわけですが、じつはその「我が国」の前に微妙な言葉が付け足されていて、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた」とあります。／なぜ「微妙」なのか。仮に「伝統と文化」が大和文を指すとすれば、それを愛すること自体に問題はないにしても、大和文を愛することと、そして現代の「我が国」を愛することの二つを論理的に結びつけることには大きな問題があるからです。／たしかに、我が国の大和文化は誇るに足る伝統です。しかしながら、だからといってその伝統の末端に現代日本文化があるとするのは、先に述べたように、事実としてまちがいです。また、「それゆえに」現代日本を愛すべしというのは、精神として非常に危険なものを含んでいます。／愛国心とは、何より現代の日本社会、すでに多様な要素を含んだ文化にたいして向けられるものでなければなりません。と述べる。その上で、日本人が近代国家・社会をつくり上げたのは、アイヌや沖縄、在日の韓国・朝鮮の人々も参加して得た成功であり、その結果、現在、「私たちの人権」は守られ、また、民主主義政治が行はれ、犯罪も少なく、社会保障の水準も守られ、宗教の相違による殺し合ひもなく、衛生的環境も整ひ、戦後生まれの大衆文化が世界を喜ばせてゐると言ひ、「こうしたことはやはり近代以降の日本の誇るべき成果なのであって、まさにそれを理由として私たちは国を愛すればいいのです。伝統的な文化はここからいったん切り離し、他国の伝統的な文化と同様に尊重すべきでしょう。」と主張するのである。

近代主義的、といふか、むしろ「戦後主義的」とでもいふべき見解だが、これでは日本の伝統文化といふものをあ

まりにも画一的、静態的に捉へてしまつてはゐないだらうか。勿論「日本の伝統文化」とて、国内外の様々な民族や諸文化との複雑な影響関係から逃れられる訳もないし、互ひに齟齬を来たす文化的事象などもあるだらう。それでも、要は「排他的」にならず、中核的文化とその他の文化の並存を認めつつ、「日本の伝統文化」としか言ひやうもないものは何なのかを、具体的に抽出した上で、その継続と変容の諸相に目を配りながら見ていくことであらう。

また、伝統文化と近代の営為を切り離して相対化してしまふ見方も、近代を経た日本の伝統文化の在り方を無視したものに他ならない。新富康央は、「伝統・文化の「保存」という観点に固執するとき、狭義の意味の愛国主義の注入という神格化・権威化の問題が起きるのである。」「守る」というのは、「継承と発展」という、能動的で自主・自発的な教育活動が伴われなければならない。」¹⁶と述べてゐるが、これは現在の課題であるのみならず、近代における営為においても充分にいへることであり、さらにいふならば、誕生当初から現在まで全く不変で固定化してきた伝統文化など有り得ないであらう。その意味では、伝統文化とは、いつの時代においても「近代的」な営為といふものがあつたのではないかと思へて来る。¹⁷その時々の人々による絶え間ない「継承と発展」の営みに対する眼差しなくして、日本の伝統文化を理解することは不可能であらう。近世・近代を通して、国学者や神道人と呼ばれる人々は、戦時下などある時には「伝統・文化の「保存」という観点に固執」してしまつたこともあつたかもしれないが、全般的には、保守的といふより、伝統文化の「継承と発展」のために、斬新かつ革新的な方法で開拓した「能動的で自主・自発的な」研究・教育活動を行なつてきたといへるのである。

ここで「伝統文化」、或は「伝統」や「文化」といふ言葉そのものに触れておかう。『広辞苑 第六版』（岩波書店、二〇〇八年）によれば、「伝統」とは、「ある民族や社会・団体が長い歴史を通じて培い、伝えて来た信仰・風習・制度・思想・学問・芸術など。特にそれらの中心をなす精神的在り方。」であり、「文化」とは、「①文徳で民を教化する

こと。②世の中が開けて生活が便利になること。文明開化。③ (culture) 人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む。文明とほぼ同義に用いられることが多いが、西洋では人間の精神的な生活にかかわるものを文化と呼び、技術的発展のニュアンスが強い文明と区別する。」とある。

さらに「伝統」については、『日本国語大辞典〔縮刷版〕』第七卷（小学館、昭和五十五年）を参照すると、「古くからの、しきたり・様式・傾向・思想・血筋など、有形無形の系統をうけ伝えること。また、うけついだ系統。」とあり、さらに諸橋轍次『大漢和辞典 縮写版』巻一（大修館書店、昭和四十六年）には、「系統をつたへる。しきたり。又、伝はつた血すぢ。」といふ意味しか載つてゐない。明治二十二年刊行の大槻文彦『言海』（ちくま学芸文庫、二〇〇四年）使用には、「文化」はあるが、「伝統」は掲載されてゐない。つまり、「伝統」は明治期には人口に膾炙した言葉では無かつたのであり、その意味も、元来は系統や血筋を継承するといふのが原義であつて、『広辞苑 第六版』やそれと同様の解釈である改正教育基本法などで捉へてゐる意味は、原義に由来するものではあるが、かなり後発のものであらうことが窺へる。このことは、明治期の「伝統」の語を冠した著作を見た時、例へば千家武主編『出雲国造傳統略』（千家武主、明治十五年）が出雲国造家の系譜を記したものであり、田中館甲子郎編『皇道傳統録』（称好塾、明治二十二年）が国学の道統を継ぐ「国学の四大人」（荷田春満―賀茂真淵―本居宣長―平田篤胤）を順番に紹介したものであるなど、悉く系統や血筋の継承の意味で捉へてゐることからも明らかであらう。

しかし、大正期になると、「伝統」は単なる系統や血筋の継承の意味に留まらない、日本文化と関連付けられるやうな言説として認識されてくる。その契機は、当時の文壇主流の方向性であつたコスモポリタニズムの反動として、フランスの「伝統主義」概念が導入・紹介され、日本主義的言説と呼応しつつ「伝統主義」の主張が行はれたことにあ

つた。⁽¹⁸⁾特に大正六年には、『早稲田文学』や『三田文学』誌上などにおいて盛んに「伝統主義」について言及された。例へば三井甲之は、「祖国の伝統」といふ言葉を用ゐつつ、「自由平等解放の精神を捕足すべき伝統主義が永久に復活せしめられねばならぬのである。」と述べ、さらに「伝統主義は国民文藝、郷土藝術、祖国主義、愛国主義、歴史精神、史的研究法、道德的価値に君臨する史的価値、それらの精神と研究と事業とを志さねばならぬのである。現実生活に複雑に余波を及ぼして居る史的遺産を検するとともに、一時的個人的制害を総撰する史的価値と、それを個人が内心に味ふところの永久の生命とを目ざして進むことによつて、始めて人性の自然に随順して無極の大生命に没入し得るのである。伝統主義と歴史精神とに目ざむることによつて始めて真のヒュマニティの理想に近づき得るのである。」と大正生命主義的言説も含みながら「伝統主義」について論じた。⁽¹⁹⁾また、井汲清治は、「現日本文壇に於ける伝統主義は、正しき伝統を闡明し、また自由を確立するために、あらゆる方面に於ける日本文化の研究を導くに相違ない。しかしながら日本文化の発展を期するの故を以て、外からの吸収を拒絶するやうなことはないであらう。」と述べ、「伝統が伝統として生命を有するのは、過去から現在、現在から未来へと流れ行き、恒に生活傾向の指導となるからである。若し生活を固着せしめる伝統があるとすれば、それは正しい伝統の名に価ひしないものである、死滅に歸したる伝統である。生活を導くに価ひしないものである。この意味に於ても過去の過重は決して伝統主義の本務でないことは明かである。」と伝統と日本文化との関係を固定的なものではなく、動態的なイメージで捉へてゐる。⁽²⁰⁾これは現在の意味の「伝統」概念の出発点における認識として確りと押さへておく必要があらう。

大正期の伝統主義は文壇における大きな潮流とはならず、次第に収束していくが、大正十二年には、西洋音楽・活花・浮世絵・歌舞伎・能・雅楽・和歌・俳句・茶道などを取り上げて論及し、現在のやうに維新以前からの連続性を示す語として「伝統」を捉へ、これを西洋から導入された「芸術」として位置付けた「伝統芸術」といふ概念を提出

した小宮豊隆『傳統藝術研究』（岩波書店）が刊行された。⁽²¹⁾ また、大正十三年の高須芳次郎『日本現代文学十二講』（新潮社）の第一講には「(三) 日本文學の傳統及びその影響」が設けられ、文学における近世・近代の推移を論じてゐるやうに、現在の意味で用ゐてゐる例もあつた。さらに大正十四年には、産業革命期における英国社会史の權威であるグラハム・ワラスが、労働や思想における「社会的傳統」について論じた“*Our Social Heritage*”の翻訳『社會傳統論』（岡島龜次郎訳、財団法人文明協會）が出版されてゐる。

しかし、「傳統」概念が本格的に隆盛となるのは、昭和戦前期、とりわけ十年代を待たねばならないことが、すでに指摘されてゐる。辻成史によれば、「日本の文化一般を論じる際に、その「傳統」あるいは「傳統的側面」がとくに問題とされるようになったのはそう古くからのことではない。とりわけ「傳統」という言葉が今日のように、日本の「國の傳統」、あるいは「民族の傳統」という意味で使われるようになったのは、実一九三〇年代前半になつてからで、いわゆる日本主義の台頭と期を一にしている。」⁽²²⁾ といふ。辻は、明治期の国粹主義の洗礼を受けてゐたりベラルなジャーナリストの長谷川如是閑が、この時期に「日本回帰」に転向して昭和十三年に『日本の性格』⁽²³⁾（岩波新書）を刊行し、ベストセラーとなつたことが、一般に「傳統」概念が流布する具体的な引き金になつたと看做してゐる。

この書で如是閑は、「傳統」概念を多用して日本文化論を展開したが、ただ、彼が強調する「日本の性格」はリベラルなものであり、狂信的日本主義に対する批判をも含んでゐたと評価されてゐる。⁽²⁴⁾ 如是閑は『日本の性格』の「三 傳統文化と現代文化」の中で、「日本人が、一つの時代に於て、一個人に於て、「傳統的」なるものと『現代的』なるものとを併有するといふ、昔からの傾向は、日本の文明の一つの特徴だが、これは国民文明の典型としてむしろ喜ぶべき性質のものであると云つてもよからう。「自分を失はずに人と和する」ことが、社会人としての個人の最も穩当の態度だとすれば、さうした典型の文明も亦穩当な文明であらう。／しかし、さうであるためには、世界的の新らしい現代

文化へと飛躍する傾向をもつと同時に、古い自己の「伝統」文化の持続を失はないことが肝要である。文化の伝統とは、古いもののそのままの博物館的保存に止まらず——それも大切だが——その伝統的なものを生んだ日本の感性をもつて、新しい時代の文化の形態を生むこと⁽²⁵⁾でなければならない。」と述べてゐる。また、「六 日本民族と伝統的態度」においても、「伝統が文化に対してもつ重要性は、過去の生活形態のそのままの伝承といふことにあるのではなく、又さういふことが正しい意味の伝統の持続といふものでもない。(中略) 伝統は、歴史的文化財の原物の保存といふ以上に、それが現代文化を形態づける一つの要素になつてゐるといふことに於て伝統なのである。原物がそのまま保存されてゐるのではなく、原物に在る民族的なる文化形態の或性質が、現代文化の生命のうちに生きてゐるといふ意味で、伝統なのである。」⁽²⁶⁾と記してゐるやうに、大正期の伝統主義における言説と同様の動態的な「伝統」観を示してをり、注目に値しよう。如是閑については、その龐大な思想的営為全体や「国粹主義」との関連性も含め、検討の余地が多く残されてゐる。

戦前・戦中期、占領期には、「特輯 民族と伝統との問題」(『思想』一七九、昭和十二年、岩波書店)、西村眞次『傳統と土俗』(人文書院、昭和十五年)、岡崎義恵『美の傳統』(弘文堂書房、昭和十五年)、『傳統の研究 皇國文學第一輯』(聖文閣、昭和十五年)、中山太郎『傳統と民俗』(三友社、昭和十六年)、肥後和男『文化と傳統』(葦牙書房、昭和十六年)、和田傳『農村生活の傳統』(新潮社、昭和十七年)、鹽田良平『古典の傳統』(育英書院、昭和十七年)、金原省吾『日本文化と傳統』(同志同行社、昭和十七年)、荒川龍彦『文學と傳統』(弘文堂書房、昭和十七年)、野口米次郎『傳統について』(牧書房、昭和十八年)、平泉澄『傳統』(至文堂、昭和十八年)、和辻哲郎『尊皇思想とその傳統』(岩波書店、昭和十八年)、樺俊雄『文化と傳統の問題』(中書林、昭和二十一年)など、「伝統」を冠し、日本文化や民俗、思想、文学等と関連付けた書籍が枚挙に暇が無い程出版されるが、「伝統文化」の語そのものを冠した書籍は管見では知らない。戦中期

においても、概ね大正期の伝統主義以来の動態的な「伝統」観は継承されてゐるやうに思はれるが、今後、近代における「伝統」関係書籍群の詳細な検討が必要とされよう。

また、「伝統」や「伝統文化」といふ直接的な言葉の問題ではないが、近年、「想像の共同体」や「創造（捏造）された伝統」など、海外の分析理論を援用して〈近代〉もしくは〈国民国家〉を相対化する「国民国家論」の視点から、あらゆる「伝統文化」が近代に新たに創作されたものとして暴露的に「伝統文化」を裁断し、殆ど負のイメージのみで捉へる見方があることにも言及しておかなければならない。⁽²⁷⁾しかし、近代茶道史を考察した熊倉功夫が「伝統文化」とは、前近代に生成されながら、近代文明に接触し、これに対応する自己変革に成功した文化であったのだ。総体としては新しい様式と思想をうみだし、ダイナミックな変容をとげながら、しかし各部分においてはまさしく伝統に従うべきものである。⁽²⁸⁾と指摘し、さらにこの熊倉の見解を踏まへた中野目徹が、「江戸時代までに一応の完成をみた「伝統文化」が、明治維新の諸変革と文明開化の風潮のなかでいったんは衰退するものの、明治二十年代におけるナシヨナリズムの勃興を契機に新たな伝統文化として再生するという見取図は、維新前後における能や歌舞伎あるいは日本画のたどった浮沈を見たとき、確かな説得力をもっている。」⁽²⁹⁾と述べてゐることは、やはり傾聴に値しよう。

これまで近代における「伝統」概念について簡単に触れてきたが、以上を纏めれば、現在の意味における「伝統」や「伝統文化」といふ言葉そのものは思ひのほか新しいものである。しかし現在、〈近代〉を経験してなほ、実体のある「伝統文化」と呼ぶほかないモノやコト（事物）、生活文化が多々存在することを決して無視することはできない。初めから〈近代〉のインパクトによる「伝統文化」の断絶や変容、創造だけに目を向けてゐては、靜態的な「伝統文化」像しか見えてこない。当たり前の話ではあるが、動態的に「伝統文化」を捉へていくとするならば、その継承、再生、復興の面にこそ注目せざるを得ないだらう。

四 皇典講究所の創立とその研究・教育理念

これまで述べてきたやうに、現在のやうな意味における「伝統」や「伝統文化」の語は、大正期から使用され始め、昭和十年代位まで、一般的には用ゐられなかつた。その意味では、明治十五年創立の皇典講究所、同所を母体として同二十三年に設置された國學院において、近代に「伝統文化研究・教育」といふ表現で研究・教育活動が行はれてきた訳ではない。しかし、前掲拙著『近代国学の研究』で論述したやうに、皇典講究所・國學院といふ研究・教育機関は、あくまで近世後期以来の「国学」の系譜を引きつつも近代的展開を見せた総合日本文化学である「近代国学」として存在してきたのであり、一貫して天皇と神道を中核とする日本の国体（国柄）の講究に努めるとともに、多岐に亘るあらゆる日本の伝統文化の起源・来歴を明らかにしてきた。そして、その成果を普通教育、社会教育の現場を念頭に置いた、神祇教育・古典教育・国語国文教育・国史教育・国法教育などに活かすとともに、広く社会に発信することを行なつてきた。つまり、現在においてこれら全てをひつくるめていへば、「伝統文化研究・教育」と表現して何等差し支へないやうな実績をこれまで十分に残してきたのである。³⁰⁾

明治十五年八月二十一日、神道副總裁・岩下方平は、「皇典講究所設置願」を山田顕義内務卿に提出して二十三日に聞き届けられ、ここに皇典講究所が正式に設立されることになった。³¹⁾これより先、皇典講究所は六月三十日に生徒を募集（「開塾並ニ生徒募集広告」）したが、その「規則撮要」には、「一、本塾ハ皇学ヲ専修スル所ニシテ、其教旨ハ国体ヲ講明シ、道徳ヲ涵養スルニ在リ、」「一、教科ハ文学・作業ノ二部ニ大別シ、文学部ヲ修身・歴史・法令・文章ノ四科トシ、作業部ヲ礼式・音楽・体操ノ三科トス、」「一、修業年限ハ予科二年、本科三年、合セテ五年トス、」「一、生徒年齢ハ十五年以上二十五年以下、」等とあつた。重要なのは、その生徒募集要項の草案「皇典講究所生徒徵募概則」³²⁾

においては、「第一条 本所ハ皇典ヲ講究スル所タルヲ以テ、生徒ハ凡テ皇典學ニ篤志ナル者ニ限り入学ヲ許ス、」に加へ、「第二条 本所ノ生徒ハ卒業ノ後、必神官ニ奉事スベキモノトス、 但時宜ニ因リテ神官奉事年限満期ノ後ニ教導職ニ補セラレ、或ハ他ノ行政官吏ニ任セラル、ハ妨ナシ、」と卒業後の「神官奉事」の条件も付けられてゐたが、実際の募集時にはこの第二条の条件は外され、特段「神官養成」に限定した性格の機関とはしなかつた点である。

また、同年九月の穴野半・井上頼圀・久保季茲・松野勇雄らの「皇典講究所設立告文」⁽³³⁾には、「文明」の両輪である「術芸」と「道徳」のうち、前者は新規に進んでゐるが、自国の「国体」と密接な後者は停滯してゐると猛省した上で、「苟モ国ノ盛昌ヲ期シ、道ノ興隆ヲ望マバ、先ツ人材ヲ養成スルニ若クハナシ、嗚呼今日ニ於テ育材ノ業其亦已ムベカラザルカ、 是ヲ以テ本年新ニ皇典講究所設立ノ挙アリ、全国精英ノ少年ヲ募集シ、専ラ国典ヲ講明シ、礼樂ヲ修習セシメ、其心志ヲ鞏固ニシ、其徳性ヲ涵養セシメ、兼ヌルニ漢洋ノ學武技体操ノ術ヲ以テシ、其才識ヲ博メ、其元氣ヲ養ヒ、以テ国家有用ノ人物ヲ陶冶シ、国体ヲ万世無疆ニ保維シ、皇道ヲ四裔ノ外ニ発揚スル大基礎ヲ立テントス、」とその皇典講究所設立の趣旨を明らかにしてゐる。その教育の趣旨を、国体講明、徳性涵養に置いたことは、同年十一月四日の開鑿式における総裁・有栖川宮幟仁親王の告諭と同趣旨であり、皇典講究所が「神官養成」に留まらない、神道（祭祀）を中核とする国体の講明と徳性を重視した人格陶冶を目的とした、広く「国学的研究・教育機関」として設定されたことの表れであつた。

皇典講究所初期の教授には、川田剛、山田有年、平山省齋、小中村清矩、権田直助、井上頼圀、松岡郁之進、教授心得に阪正臣がゐた。⁽³⁴⁾『皇典講究所第一年報』の「學事景況」に拠れば、「文学部」の四科のうち、「脩身科」の正科は教授・久保季茲と助教・木野戸勝隆、副科は教授・秋月胤永が担任、「歴史科」は、正科は教授・井上頼圀と助教・矢野萬太郎、副科は教授・秋月胤永と教授・橋本寧が担任、「法令科」は、正科を教授・小中村清矩が担任（副科担任

を欠く、「文章科」は正科が教授・権田直助と助教・林甕臣、副科は教授・橋本寧が担任した（権田は未だ授業せず）。「作業部」の三科に関しては、「礼式科」は、本科が教授・山田有年と教授・松岡明義、助教・平山省斎、助教・徳岡久遠が担任し（平山は未だ授業せず）、「音楽科」は、教師・東儀俊慰、教師・山井景順、教師・豊喜秋が担任、「体操科」は、教師・大河内信古、教師・青戸波江の担当するところであつた（大河内は未だ授業せず）。

「文学部」は、「專典籍ニ就イテ學術ヲ研究セシム」とされた「智育」であり、各科の内容は道德、歴史、法制、国語である。特に脩身・歴史の二科は、「道德ノ本原ヲ知ラシメ」や「順逆嚮背ノ方ヲ知ラシム」などの文言が見られるように、道德的要素の強いものであつたやうである。一方の「作業部」は、「專身体ニ就イテ進退動止ノ節度ヲ脩習セシム」とされた「体育」であり、祭典や諸儀礼の作法、それに関する音楽の技法、武術の鍛錬が内容である。つまり、言ふなれば「身体文化」に関するものであつた。「礼式科」は、「祭祀及貴賤上下相交際スル間ニ於テ尤モ必要ナル礼節ヲ習ハシ道德ノ基礎ヲ固メ報反ノ礼儀人文ノ節度ヲ知ラシメ兼テ骨節機関ヲ運轉シ身体發育ノ用ヲ充サシム」とあり、また、「音楽科」は、「唱歌奏樂ヲ講習シ声音ヲ正クシ言語ヲ整ヘ兼テ胸膈ヲ開キ精神ヲ養ヒ氣血ノ循環ヲ善クシ倦厭ノ情ヲ去リ忍耐ノ力ヲ補フ体育ノ用ニ供セシム」とされ、さらに「体操科」は「本邦ハ尚武ヲ以テ國ヲ立ツル所以ヲ講明シ義氣ヲ養ヒ筋骨を固メ力メテ身体ヲ強壯ニシ文弱ニ流レス專事ヲ為スニ勝ヘシメンカ為メ擊劍乗馬等ノ術ヲ習ハシ且体育ニ要用ナル諸術ヲ演習シ体格ヲ矯正シ容止ヲ整頓シ肺量氣力ヲ培養セシム」とあつた。

そして、「凡教育ノ目的ハ智体兼養フヲ以テ完全ナルモノトス智余アルモ体之ニ称ハサレハ其用ヲ成ス能ハス体全キモ智足ラサレハ又其用ナシ故ニ智体兼養ヒ始メテ有用ノ人物ヲ養成スルヲ得ヘシ本所ノ教旨全クスニアリ」と記されてゐたやうに、「文学部」（智育）と「作業部」（体育）は皇典講究所教育における車の両輪の如きものであり、「文武両道」「知・徳・体の調和」を地で行くものであつたのである。

五 皇典講究所における出版活動と神官試験・神職養成部門

ここで皇典講究所における出版活動の原点を確認しておかう。明治二十一年十二月六日の皇典講究所規則第五条には、「講演及び取調書等ハ各講師ノ通觀ヲ經テ過半数異議ナキモノヲ本所ノ定説トシ之ヲ印行シテ世間ニ頒ツヘシ」とあつて、社会教育を意識した講演や出版による研究発信が明記され、同二十九年七月に改定した皇典講究所規則第四条では、その刊行物の性格も「皇典講究所ハ、国学上有用の書籍を著作印行ス」と明確に規定された。

明治二十年十一月には、皇典講究所卒業生からなる水穂会が結成され、同所内（東京市麹町飯田五丁目八番地）に事務所が置かれた。同会は専ら「本邦の文学を研究する」ことを目的とし、関係者の著作を多数刊行した。また、同二十一年九月に同会が発行した雑誌『日本文学』は、翌月から同住所の日本文学発行所に引き継がれる。また当時、著名な出版人である近藤瓶城の子・圭造の経営する活版所が飯田町五丁目二十六番地に移転し、近藤活版所や皇典講究所印刷部の名称で、多くの皇典講究所・國學院関係書籍の印刷・発行に携はつた。また、同二十一年には、皇典講究所関係者により、『日本文学』（後『国文学』と改称）が創刊され、同二十二年には『皇典講究所講演』が発刊された。

明治二十二年一月九日、第一回目の皇典講究所講演が開催され、国学者の木村正辞が「刑法」を講じ、百五十名が聴講した。この伝統文化に精通した碩学達による公開講演こそ、同所における社会教育的活動の原点ともいへるものだった。同所での講演記録を掲載した雑誌『皇典講究所講演』の第一号は、松野勇雄を発行者、勝田郁之進を印刷者として同年二月十五日付けで発行された。この講演録はおよそ月に一、二回刊行され、同二十九年八月一日付の第百八十号まで続いた。なほ、第十六号からは印刷所が皇典講究所印刷部となる。さらにこの講演録や『国文学』所載の論考などは分野別に振り分けられ、國學院編纂の『法制論纂』『国史論纂』『国文論纂』『法制論纂続編』といふ大著の

論集として、同三十六年から三十七年にかけて大日本圖書株式会社から刊行された。このことから、講演↓雑誌掲載↓論集刊行といふ同所における三段階のユニークな研究発信が窺へる。

また、皇典講究所の創立時からの主要事業である神官試験（学階授与）や後年の神職養成部門の設置に関はる出版物も多数刊行された。明治十五年九月十一日の内務省令乙第四十六号により、皇典講究所（本所）と全国の皇典講究分所は、府県社以下神官の資格試験を行なふ機関であるとされた。本所での「神官試験規則」及び分所での「仮試験条例」が定められ、本所の本試験合格者には「学証」、分所の仮試験合格者には一等から三等の「仮学証」を授与した。同十九年五月二十七日には「学階選叙式」を各分所に令達し、学階を学正五等、司業八等と定めた。

また、皇典講究所は、明治三十一年十二月七日より十三日まで、久我建通副総裁と佐佐木高行所長の他、角田忠行（熱田神宮宮司）、西内成郷（広瀬神社宮司）、今井清彦（氣比神宮宮司）、吉見資胤（北野神社宮司）、近藤芳介・秋山光條が代理委任）、朝比奈泰吉（三山神社宮司）、中山信徴（東照宮宮司）、木下美重（管崎宮宮司葦津磯夫代）、井上頼圀が列席し、第二回評議員会及び協議会を開催した。³⁵ここでは民法施行に伴ふ皇典講究所の財団法人化についての「事後承認」が主要な議題として報告されてゐるが、本稿では「第壹 事業及び会計ニ関スル報告」において次の二事項の了承が求められたことに注目しておきたい。

甲 神職志望者ノ為ニ必要ノ学科ヲ設置ノ件

國學院卒業生ハ従来多クハ尋常中学又ハ尋常師範学校ノ教師ニ従事シ其幾分ハ文学ノ専攻ニ従事セリ而シテ神職奉職ノ志望者モ亦少ナカラズ依テ本所ハ特ニ神祇ニ関スル礼典作法及び専ラ祝詞作文ノ業ヲ修ムベキ科ヲ設ケテ神職志望者ノ便益ヲ図ラント欲ス依テ諸君ニテ予メ本件ノ事由ヲ承認シ置カレ猶本件ニ関シ必要ト認メラル、事アラバ此際十分ニ開陳シ置カレンコトヲ希望ス

乙 巡回講師派遣ノ請求ニ応ズル件

各地方ノ分所若クハ神職取締所ヨリ皇典講習等ノ為メ講師ノ派出巡回ヲ請求シ来リタルトキハ本所ハ之ニ応ズベキ便宜ノ方法ヲ設ケ置キテ斯道布及ノ便益ヲ図ラント欲ス此方法ニ関シテハ諸君ニ於テモ幸ニ一考アランコトヲ希望ス

つまり、次第に皇典講究所において特に神祇に関する礼典、作法、祝詞作文を修めしむべき科を設けて、さらに門戸を広げ、神職志望者を教育指導する機運が濃厚になつたことが窺へるが、翌年の第三回評議員会で「神職ニ適応スベキ学科速成ノ目的ヲ以テ神職講習会ヲ設置」することが決議され、さらに明治三十三年四月、皇典講究所内に「今日神職及ビ神職候補者ノ為ニ祭典儀式ヲ教授シ、併セテ国史国文等ヲ修習セシメントスル」神職講習会を開設し、以後四十二年まで毎年開催された。明治四十二年五月三日には、神職講習会を発展的に解消して、内務大臣より皇典講究所へ神職養成事業が委託されることとなり、四十三年四月十六日には、内務省より金八千円が支給されて神職養成部を設け、将来有為の神職を養成することを目的とする神職教習科、現任神職の講習を行なう神職講習科、祭式講習科を置いた。ここに漸く「神職養成機関」としての制度・形式が整つたといへよう。因みに、宮地直一がその神祇史の体系を語った最も早いものともいへる『神祇史』（皇典講究所國學院大學出版部、明治四十三年）は、四十二年九月一日より十週間開催された神職講習会で講述した筆記を骨子として増訂修補したものである。

戦後、岡山縣護國神社宮司を務めた橋本甚一は、「大正八年氏神村社小許曾神社社掌の当時、内務大臣の委託に依る皇典講究所神職養成部神職講習科に受講（自一月至三月）の承認を得、東京麹町飯田町の国学院大学で、国民道德河野省三、神祇史宮地直一、国史辻善之助、皇室祭祀佐伯有義、祝詞下田義照、神社建築大江新太郎、有識故実黒川真道、古代法制植木直一郎、国文三矢重松、祭式青戸波江の各先生を始め碩学権威の方々で就中河野、宮地、辻三先生は長

時間担当され御蔭で大いに学識を深めることを得ました。又、科外講話として神社局の田沢義鋪総務課長さんの御話を承った中に「毎早朝太鼓を打って境内の清掃に精進してほしい、それが氏子に敬神思想を普及徹底する第一義と思ふ。」と言はれ真理は一つ今も今も顧みて洵に至言と痛感してゐます。⁽³⁶⁾と記してゐる。橋本は、十六歳だった大正二年六月二日に皇典講究所長・鍋島直大より「試験ノ成績ニ依リ学階六等司業ヲ授与」されて学階証を受け、二十二歳の同八年三月二十九日には皇典講究所長・小松原英太郎より「内務大臣ノ委託ニ依ル神職養成部神職講習科ニ於テ所定ノ科目ヲ修了シタルコトヲ証ス」との修了証を得、同年五月八日には三等司業の学階を授与されてゐる。さらに大正十四年十月十日には、同年施行の内務省による神職高等試験に合格してゐる。

その後、昭和元年度で神職教習科は廃止され、同二年三月に至って皇典講究所を母体とする國學院大學に附属神職部（昭和四年二月に神道部と改称）を設置した。これは主として高等神官・神職を養成する機関であつたため、皇典講究所では別個に昭和三年四月より内務大臣委託により神職養成部を開設し尋常神職の養成に務めることになった。

これらの事業に関連して、皇典講究所関係の著名な国学者による校閲、皇典講究所卒業生・関係者の講述によつて、古事記や日本書紀、古語拾遺、土佐日記、祝詞式などに関する学階試験用の参考書（学階試験科目全書）等が多数編輯され、水穂会などを発行所とし、また、近藤圭造・皇典講究所印刷部などが印刷所となつて出版された。以後、発行元などを変へつつも、昭和戦前期まで何度も版を重ねて、「国学的な古典の読み方」を学界や社会に普及することとなつたのは特筆すべき事柄であらう。主なものに、井上頼圀・佐伯有義『古語拾遺講義』（水穂会、明治二十四年）、本居豊頼・三木五百枝『土佐日記講義』（水穂会、明治二十四年）、本居豊頼・春山頼母『祝詞作文法』（水穂会、明治二十四年）、井上頼圀・春山頼母『職原抄講義』（水穂会、明治二十五年）、本居豊頼・佐伯有義『古事記講義』（上・中・下巻合本、水穂会、明治二十四、二十五年）、井上頼圀・三崎民樹等述他『日本紀講義 神代卷 第一』（水穂会、

明治三十九年）等がある。なほ、皇典講究所編『古道概要』（皇典講究所、明治四十一年）は、大宮兵馬を編纂委員、渡邊重石丸を校閲者とし、緒言に「明治四十年三月改正本所学階授与規則の主旨に準拠し、その第三種、第四種、第五種の試験に応ぜむとするものの道義科の用書とし、或は各地神職講習会の同科の教授用書に充て、又、一般の人士をして、我が固有の道義の概要を窺知せしめむが為に編纂せるものなり。」とあり、その材料は国学者の著作の抜粋である。また、『古史要義』（皇典講究所國學院大學出版部、明治四十二年）の著者・校閲者は同じ大宮兵馬、渡邊重石丸のコンビであり、第三、四種の試験に対応して国史科中の神代史の用書、神職講習会の教科用とされたもので、古事記を中心に数十種の古典から抜粋してゐる。学階参考書はいづれも、受験者だけでなく、基本的には「一般人士」をも対象としてゐたことが特徴であらう。

そして、内務大臣の委託にかかる皇典講究所神職養成部においては、「各学科の講義録をと思へど、準備の都合もあれば、まづ総論的なもの数篇を、一冊となし」た『講演集 一』（皇典講究所神職養成部、明治四十五年）を発行した。「神社制度の沿革」（萩野伸三郎）、「神社と其設備及神職の修養」（萩野由之）、「神職諸君に望む」（中島力造）、「神職の覚悟」「神職に対する希望」「官公吏祭式講習会修了式に臨みて」（井上友二）、「鈴屋翁の学説に就いて」（芳賀矢一）、「我国の「パテント」」（杉浦重剛）が掲載されてゐる。

六 國學院における出版活動とその社会教育・普通教育観

明治二十三年十一月二十二日、皇典講究所を母体として國學院が設立された。⁽³⁷⁾当初の講師陣の中には、小中村清矩・本居豊穎・木村正辞・飯田武郷・小杉楳邨・久米幹文・大澤清臣・物集高見・黒川真頼など、東京大学において法文

二学部や古典講習科の教員だった国学者達、さらには漢学者の内藤耻叟・川田剛・三島毅・島田重禮の名が見える。それに加へ、小中村義象・萩野由之・佐藤定介・落合直文・関根正直・丸山正彦・市村瓊次郎や小中村ら古典科の教員たちにも教へを受けた和文学科卒業の三上参次・高津鋏二郎らがをり、暫く経つてからも古典講習科関係者が教員として入つてゐる。また、國學院は「専国史・国文・国法ヲ攻究」する場であつた。⁽³⁸⁾ 小中村清矩・義象父子とも密接な関係を有してゐた井上毅は、明治二十一年十二月六日に皇典講究所の演説で、「国典ハ国家の政事の為に必要である。并に国民の教育の為に必要で有る、而して宗教の為に必要で無い、また一の政党の論拠材料の為に必要で無い」とし、「国民教育の材料は一つにハ普通教育の生徒に向つて本国の歴史を教ふること。二つには国語を教ふこと。」だと述べてゐる。⁽³⁹⁾ さらに皇典講究所の所長に就任し、國學院設置に尽力した山田顕義も、同二十一年十二月六日の演説で、皇典講究所は元来單なる「国学教授所」に留まらない「国家必要の皇典を講明」する場であると述べ、同日に公表した國學院設立の前提となる「皇典講究所改正ノ趣旨」⁽⁴¹⁾ では、「此所ニ普ク国学専門家ヲ招集シ以テ本邦文学ノ淵藪トナシ国ノ習慣風俗ヨリ政治法律經濟言語ノ沿革變遷等」を講究討論せしめる場にしたい旨を明らかにし、学科として「政治」「法制」「文学」を設定してゐる。

明治二十一年九月、「今本題に日本文学と称するものは、本邦現行の文学を汎称するに非ずして、本邦固有の文学即国柄の如何を徴証すべきものを謂ふなり」(松野勇雄「日本文学発行の趣旨」)と高らかに宣言して発刊した『日本文学』は、同二十三年四月には『国文学』と改称した。実質上、同誌を前身として同二十七年十一月に國學院が創刊したのが『國學院雑誌』である。その創刊号の「発刊の趣旨」には、「国史国文の普及」と「深くこの学問を研究して、其の新彩を發揮」することを発刊の目的とし、さらにその学問を「普通教育の基礎」となすべきことも明記された。これ以後も『國學院雑誌』の論説では、小学校・中学校といふ初等・中等教育や師範教育に対する関心が強く、国語科教育に関する

る提言も多い。また、昭和戦前期には、「作文教育の研究」（昭和八年十一月）、「神祇教育の研究」（昭和九年五月）、「国史教育の研究」（昭和九年十月）、「現代文の研究」（昭和十年十月）、「古典教育の研究」（昭和十一年十一月）などの特集が組まれてをり、いづれも國學院大學の教授をはじめ、当代一流の学者たちが普通教育に対する諸提言を行なつてゐる。

『國學院雜誌』は以後、先の大戦中の昭和十九年に一時中断したものの同二十三年には復刊され、現在も國學院大學の代表的な学術雑誌として毎月刊行し続けてゐる。『國學院雜誌』は刊行当初、論説・講述・評釈・雑録・応問・彙報・詞林といふ欄を設けてゐたが、主な連載は書籍化された。特に伝統文化に関するQ & Aである應問は國學院編輯兼発行『應問録』第壹・貳輯等に、古典の名文を多々取り上げた評釈は國學院編『名文評釈』に纏められた。また、皇典講究所・國學院における様々な調査・研究、社会教育的事業に伴ふ各種講演会や展覧会の開催と関連して書籍刊行が図られた。例へば、『日本書紀』撰進満千二百年に当る大正九年には、皇典講究所で記念会を結成し、翌年九月二十二日に東京帝国大学を会場として記念祭典や講演会を行なつた上、翌日は会場を本学に移して「日本書紀古本展覧会」を開催した。さらに同年十二月には、解説を加へて展示物の影印本『日本書紀古本集影』を刊行してゐる。

ところで、國學院院友會編『國學院講習會講義』（誠之堂書店、明治三十四年）は、國學院における夏期講習会であるが、学監・杉浦重剛「本講習会に就て」や委員・高橋龍雄「本講習会の目的」をはじめ、保科孝一「言語学」、木村正辞「万葉集（名歌解）」、井上頼圀「神武天皇記講義」、熊谷直一郎「日本制度史」、松本愛重「国文の解釈に必要ななる制度の一斑」、三矢重松「日本文典」、畠山健「枕草紙中名文解」、武島又次郎「日本文学史」、井上頼圀「出雲風土記国引解」、高津鉄三郎「国語教授に就て」、物集高見「国文を説きて片輪車の不自由を論ず」が収録されてゐる。ここで幹事の高橋龍雄は、「まづ講習の目的は國學院の趣意なる国史国文を修めてその内から国家的思想を發表することに

て学問の爲め国の爲めを主とするものであります必しも何かの試験に應ずるといふ訳ではありません受験用のことは附随してきたる利益なるも夫れがために講習を開くといふ訳ではありません、どうか会員諸賢も学問の爲め国の爲めに勉強なさることを願ひます、それさへあらば非常の利益であります」と述べてをり、明確に学校教育を拡張して社会に開かれた講習会、即ち社会教育を目的としてゐたといへよう。

國學院は主に明治三十年代から書籍を次々と編纂・発行したが、同四十二年二月頃には國學院大學出版部が新設され、村瀬兼太郎の帝國書院から発行してゐた『鹽尻』や、刊行が始まつてゐた『國文註釋全書』などの書籍発行を継承した。同出版部は、明治四十一年二月二十日に「拝啓益々御多様の段賀上候本大學出版部に於て今回帝國書院刊行の國文註釋全書并に鹽尻等を引き受け候に付國文註釋全書は将来刊行すべき書目の上に改善を加へ迅速に全部の完成を期し候間予約金未納の方は此際至急御払込下され度最も第二巻は近日送本の手順に運ばるべく第三巻は三協印刷株式会社に於て八分通り出来第四巻は日本印刷株式会社に於て印刷着手中に候間御参考まで申添へ候追て御送金の場合に郵便為替は麹町区飯田橋通郵便局と指定御払込下され度願上候以上」と広告を出してゐる。⁽⁴²⁾同出版部は「皇典講究所國學院大學出版部」の名称も用ゐ、精力的な出版活動を行なつた。

しかし、同四十二年六月、小学校上級生と中学校女学校の初級生程度を対象とした少年少女向け雑誌『兄弟』『姉妹』(後に統合して『兄弟姉妹』⁽⁴³⁾)を発売したところ、甚だ思はしくない結果となつて三年で廃刊の止む無きに至り、さらにこれは大正三年に出版部が廃止される原因にもなつた。⁽⁴⁴⁾但し、國學院、少なくともその関係者らが、本格的な児童雑誌や児童関係書の編集・出版を行なつてゐたことは、初等教育史の上からも注目すべき事柄といへよう。⁽⁴⁵⁾これらの雑誌では、①「お伽小説お伽話」、②「諸学科に關した話説叙述記事」(修身、国語、歴史人物、理科・博物・衛生、実業、現代の偉人の言行に關するもの)、③唱歌、④文芸、をその内容とし、全ての材料について「かなづかひ」「ことは

づかひ」に氣を使つてゐたのである。⁽⁴⁶⁾

七 むすび——国学的研究・教育機関における伝統文化研究・教育——

以上、本稿では文字通り皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育の表層のみをなぞるにとどまつてしまつた。最後に、財団法人認可時の明治三十一年十月十五日の皇典講究所規定を見ておきたい。

本所ハ、左ノ方法ニ依リ、国学ノ進歩拡張ヲ図ルヲ以テ目的トス

- 一、国学者ヲ集メテ本邦ノ典故文献ヲ講究スル事、
- 二、國學院ヲ置キ、学生ヲ養成スル事、
- 三、国学者ノ志願ニ依リ、其学力ヲ検定シテ本所々定ノ学階ヲ授クルコト、
- 四、国学ニ関スル著作印行ヲ為ス事、

即ち、再度確認すれば、皇典講究所・國學院は、あくまでも「国学的研究・教育機関」に他ならない。そこで行なはれてきた伝統文化研究・教育もまた、「国学的」としか形容できない性格のものであつたといへるのである。

皇典講究所・國學院の出版活動は、まさしく「近世国学」以来の考証的営為を継承するものであり、これらが活字テキスト化されたことにより、人文学研究の基盤整備がなされた。国学者の観点から重要と思はれる諸本を見出して緻密に校訂して行く、といふ根氣のいる仕事を中心に行なつてゐた近代の皇典講究所・國學院関係者をはじめとする国学者たちの地道な出版活動や、大事業としての『古事類苑』の編纂などといふ研究基盤なくしては、現在の人文系諸学問は成り立たないといへる。さらに、今回意を尽くすことは適はなかつたが、本稿で断片的に挙げただけでも、

皇典講究所・國學院では、社会教育や普通教育に対する貢献を常に意識しつつ、その出版活動とリンクして各種講演会や展示会などの方法でも社会に研究成果を積極的に公開してゐたことが窺へるであらう。

ただ、先述した大正六年時の伝統主義論において、井汲清治が「伝統主義を日本人の立脚地から受納しようとするとき、日本の伝統なるものが、彼の柔軟性を全く欠いてゐる国学者や、または余りに俗化した武士道鼓吹者等の為に眞の姿を明かにしてゐない」と指摘し、和辻哲郎が「古神道を『万邦の精華』『あらゆる宗教よりも優れる宗教』として誇称し、我文化の優越を一に国体の無比によつて証明しようとする学者が栄えてゐるのである。単に、伝統主義の必要を叫ぶものは、この種の固陋な伝統主義をも勢援するといふ結果を誘き出す。」と述べて国民道德論に基づく伝統主義者を批判してゐることに注目しない訳にはいかない⁽⁴⁷⁾。果して、皇典講究所・國學院といふ神道講究を中軸とする国学的研究・教育機関における伝統文化研究・教育を振り返つてみた時、これらの指摘は妥当性を有するものなのだろうか。冒頭で述べたやうに、近代国学は決して固陋なものとはいへないが、このやうな問題も視野に入れつつ、今後、國學院大學ORCに求められて来るのは、近代における皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育の営為に対する「顕彰」とともに、その出版物の当時の価値或いは現在の意義も含めた「検証」の作業ではないだろうか。

註

(1) その一例として、岩崎正弥「これからの伝統文化教育について——池坊短期大学環境文化学科での試み——」(『家庭科教育』七四—四、二〇〇〇年) など、参照。

(2) 拙著『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年) 四八四、四八五頁。

(3) 田中壮一郎監修・教育基本法研究会編著『逐条解説改正教育基本法』(第一法規、平成十九年) 三頁。なほ、昭和二十

二年の教育基本法の制定過程における「伝統」概念の取り扱ひ―旧法では盛り込まれなかつた―や、戦後教育史における「文化」「伝統」への言及―例へば昭和三十八年の教育課程審議会答申における「わが国の文化、伝統に根ざしたすぐれたものをじゅうぶんに生かして」などの文言―についての考察も非常に重要ではあるが、本稿では措いて置く。佐藤秀夫『教育の文化史4 現代の視座』（阿吡社、二〇〇五年）Ⅳ「教育基本法と「伝統」―教育基本法制定過程に関わる今日的論議への批判―」、貝塚茂樹『戦後教育のなかの道徳・宗教〈増補版〉』（文化書房博文社、二〇〇六年）第六章「中教審答申」期待される人物像」（一九六六年）の成立過程」などを参照。

〔4〕 前掲、田中壮一郎監修・教育基本法研究会編著『逐条解説改正教育基本法』一八頁。

〔5〕 『朝日新聞』二〇〇八年（平成二十年）二月十六日付「改正教育基本法の「愛国心条項」教え方にどう反映 学習指導要領改訂案」。

〔6〕 北俊夫「日本の伝統文化をどのようにとらえ、教えるか」（『教育展望』五三―七、二〇〇七年）。

〔7〕 文部科学省のウェブサイト http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/004/07122601/001.htm を参照。

〔8〕 小学校課「解説 伝統文化教育の推進に向けた文部省の施策」（『教育委員会月報』四八―一二、平成九年）、小島宏・寺崎千秋編著『教育三法の改正で学校はこう変わる―』（ぎょうせい、二〇〇七年）二三頁。

〔9〕 「平成八年度伝統文化教育推進協議会集録」「伝統文化教育推進事業研究報告」（『初等教育資料』、平成九年八月号臨時増刊）、「伝統文化教育推進事業」（『初等教育資料』平成九年十月号臨時増刊）。

〔10〕 文部省『道徳教育推進指導資料（指導の手引）7 小学校 文化や伝統を大切にすることを育てる』（大蔵省印刷局発行、平成十二年）。

〔11〕 大野源「伝統文化を取り入れた総合学習の実践」（『学校運営研究』四八四、一九九八年）。

〔12〕 佐藤智広「教育機会の基盤―「伝統文化」の導入をふまえて―」（『昭和学院短期大学紀要』四〇、平成十六年）。

〔13〕 佐島群已「歴史教育における「伝統・文化」学習の意義」（『学校教育研究所年報』三六、一九九二年）、山本美津子「自文化理解教育（日本の伝統・文化理解教育）のすすめ―国際理解の視点より―」（『比較文化研究』七五、二〇〇七）。

〔特集〕 国際社会に生きる伝統・文化の学び」（『道徳と特別活動』二四―七、平成十九年）等、参照。

〔14〕 「特集 学校における伝統と文化に関する教育の推進」（『中等教育資料』八五六、平成十九年）。また、小学校におけ

る取り組みについては、「特集Ⅰ 学校における伝統と文化に関する教育の推進」(『初等教育資料』八二五、平成十九年)を参照。

(15) 山崎正和『文明としての教育』(新潮新書、二〇〇七年)一六六―一六八頁。

(16) 新富康央「今なぜ教育に「伝統・文化」の学びなのか」(『道徳と特別活動』二四―七、平成十九年)。

(17) 阪本是丸『近代の神社神道』(弘文堂、平成十七年)「近代的な学問」としての神道学」二七九頁に「実は神社および神道そのものが、いつの時代も「近代的」であつたのでは、とも私は思うようになってきたのです。」と述べられてゐることからの着想による。

(18) 吉田精一『自然主義の研究』下巻(東京堂出版、昭和三十三年)五五四、五五五頁などを参照。吉田は、「当時の一般的思潮は国家主義よりも世界主義或は人道主義に同じようとした。ただ自国文化の保守は必要でないが、伝統の研究は必要だとして、このころから日本古代の民衆生活や古代文化の研究が起つたことは注目に価ひする。」と述べてゐる。これは和辻哲郎「近時二、三」(『文章世界』一一―一〇、大正六年、『編年体大正文学全集』第六卷大正六年、ゆまに書房、二〇〇一年に部分的収録)の主張を指してゐる。また、フランスの伝統主義は、王制派と革命派を止揚する第三の立場をライトモチーフとしてゐる。当時のフランスの伝統主義理解については、太宰施門『傳統主義の文学』(仏蘭西学会出版部、大正六年)、池田立基「佛蘭西に於ける傳統主義と日本」(『明治聖徳記念学会紀要』九、大正七年)などを参照。後者の論文には、「伝統と云ふことは近頃附けた名前でありまして従来は斯ふ云ふ日本語の名詞はなかつた」と記す。さらに、昭和五年冬から六年春にかけてフランスに留学した平泉澄は、『傳統』(至文堂、昭和十五年)外篇「フランスに於ける傳統主義」(後、同『革命と傳統』時事通信社、昭和三十九年の下篇として収録)でフランス革命批判の観点からバルザック、ルプレー、テーヌ、ポール・ブルジュについて論じてゐる。

(19) 三井甲之「伝統主義の任務」(『早稲田文学』一三九、大正六年、前掲『編年体大正文学全集』第六卷大正六年に所収)。

(20) 井汲清治「伝統主義の意義」(『三田文学』八一七、大正六年、前掲『編年体大正文学全集』第六卷大正六年に所収)。

(21) 田中秀隆『近代茶道の歴史社会学』(思文閣出版、二〇〇七年)第二部「伝統文化の解釈者たち」第四章「小宮豊隆の茶道受容をめぐって―近代的芸術観と伝統文化理解―」。

(22) 辻成史編著、武田恒夫・安倍安人・松谷武利著『伝統―その創出と転生―』(新曜社、二〇〇三年)辻成史「はじめに」。

- (23) 『日本の性格』『續日本の性格』は、『長谷川如是閑全集』第五卷(栗田出版会、昭和四十五年)や宮地宏編集・解説『長谷川如是閑集』(近代日本思想大系一五、筑摩書房、一九七六年)に収録されてゐる。
- (24) 長妻三佐雄『公共性のエートス―三宅雪嶺と在野精神の時代―』(世界思想社、二〇〇二年)第四章『日本の性格』前後の長谷川如是閑―その伝統観と『日本文化論』を中心に―。また、如是閑の『日本の性格』『續日本の性格』や小宮豊隆『傳統藝術研究』の内容を比較的好意的に紹介したものに、廣田佳彦『教育の言説における「日本の伝統・文化の尊重および「公共心の育成」の問題」―「傳統の創出」をめぐる―』(『紀要MISIO』二二、平成十六年)がある。
- (25) 長谷川如是閑『日本の性格』(岩波新書、昭和十三年)七六、七七頁。
- (26) 前掲、長谷川如是閑『日本の性格』一三四頁。
- (27) ベネディクト・アンダーソン(白石さや・白石隆訳)『増補版』想像の共同体―ナショナルイズムの起源と流行―(NTT出版、一九九七年)、エリック・ホブズボウム、テレンス・レンジャー編(前川啓治・梶原景昭他訳)『創られた伝統』(紀伊国屋書店、一九九二年)、西川長夫『増補版 国境の越え方―国民国家論序説―』(平凡社ライブラリー、二〇〇一年)、西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』(新曜社、一九九五年)等、参照。
- (28) 熊倉功夫『近代茶道史の研究』(日本放送出版協会、昭和五十五年) i頁。
- (29) 中野目徹『「国粹主義」と伝統文化―政教社・三宅雪嶺の「美術」観を手がかりとして―』(熊倉功夫編『遊芸文化と伝統』吉川弘文館、二〇〇三年)二四六頁。
- (30) 皇典講究所における「伝統文化研究」の集積としては、例へば『古事類苑』を挙げることができよう。同書は、全千卷(洋装本五十一冊)からなる類書といふ形態の百科全書。明治十二年、文部大書記官・西村茂樹の建議を発端として編纂が始められ、同二十三年には、編纂事業が皇典講究所に委託された。小中村清矩、黒川真頼、木村正辞、本居豊頼、井上頼国、佐藤誠實、小杉楢邨、川田剛、内藤耻叟、松本愛重、石井小太郎、今泉定介、和田英松、黒川真道、佐伯有義らの国学者・漢学者が多数編纂に従事した。同二十八年からは神宮司庁に事業が引き継がれ、大正三年に刊行を終了した。同書は、神祇部・帝王部をはじめ、あらゆる制度、文物、社会の事項を二十部門に類別し、古今の諸文献から採録した史料を原文のまま掲載してをり、現在に至るまで多大な学術的貢献を果たしてゐる。
- (31) 以後、特に注記しない限り、皇典講究所・國學院大學に関する記述は、校史である『皇典講究所五十年史』(皇典講究所、昭和七年)、國學院大學八十五年史編纂委員会『國學院大學八十五年史』(國學院大學、昭和四十五年)、國學院大學

校史資料課『國學院大學百年史』上巻（学校法人國學院大學、平成六年）、及び前掲拙著『近代国学の研究』に拠る。

- (32) 國學院大學八十五年史編纂委員会『國學院大學八十五年史資料篇』（國學院大學、昭和五十四年）三七頁以下「皇典講究所生徒徵募概則案」。

- (33) 皇典講究所編『皇典講究所第一年報』（柳瀬喜兵衛、明治十七年）。

- (34) 当初の状況は、前掲『皇典講究所第一年報』で若干窺ふことができる。

- (35) 『皇典講究所第二回評議員会報告』（皇典講究所、明治三十一年十二月十四日）。

- (36) 橋本甚一「神官神職の辞令を拝受して」（昭和五十七年）。

- (37) 國學院設立に関しては、前掲の『國學院大學八十五年史』、『國學院大學百年史』上巻を参照。

- (38) 「國學院設立趣意書」。前掲『國學院大學百年史』上巻、一三六頁。

- (39) 「井上毅君演説」（『皇典講究所講演』一、明治二十二年）。

- (40) 「山田伯演説」（松野勇雄編『皇典講究所改正要領』明治二十二年）。

- (41) 前掲『皇典講究所改正要領』。

- (42) この告知は、『國學院雜誌』第十四卷第三号（明治四十一年三月十五日発行）、『全国神職会会報』第百十三号（明治四十一年三月二十日発行）に掲載されてゐる。

- (43) 『兄弟』『姉妹』については、柴村紀代「國學院大學出版部発行の児童雑誌「兄弟」「姉妹」について」（『國學院短期大學學紀要』二三、平成十八年）を参照。

- (44) なお、皇典講究所・國學院関係者が皇學書院、一致堂書店、法文館書店などの名称を以て出版部と同居所で出版活動を行なつてゐたことから、当時の複雑な出版事情を窺ふことができる。

- (45) 『國學院雜誌』第十五卷第六号折り込み広告「少年雑誌「兄弟」少女雑誌「姉妹」発行の趣旨」（明治四十二年六月十五日発行）、『國學院雜誌』第十六卷第五号広告「兄弟姉妹会會員募集」及び小松原文部大臣談「兄弟姉妹雑誌に対する希望」（明治四十二年五月十五日発行）等を参照。また、例へば『國學院雜誌』第十六卷第九号（明治四十三年九月十五日発行）などには、東京麹町区飯田町國學院大學構内兄弟姉妹社が発行所となり、東京麹町区飯田町五ノ八の一致堂が販売所となつてゐる、よへい著『絵話コドモ』など児童書の広告が掲載されてをり、一連の初等教育関係の出版事業であつたことを窺はせるものであらう。

- (46) 『姉妹』 一一六 (國學院大學出版部、明治四十二年)。
(47) 前掲、井汲清治「伝統主義の意義」、前掲、和辻哲郎「近時二、三」。